

宇美東中学校PTA会則

第1章 名称及び所在地

- 第 1 条 本会は「宇美東中学校PTA」と称し、事務局を宇美東中学校内におく。

第2章 目的及び方針

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が積極的に協力して、研修に努めるとともに、家庭と学校と社会における生徒の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

- 第 3 条 本会は、次の方針に従って活動する。
- 1 教育を主旨とする民主団体であって、特定の政党宗派にかたよることなく、また、営利的な行為は行わない。
 - 2 生徒の福祉増進のため、活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 3 本会は、教育行政並びに学校教育に干渉しない。
 - 4 本会は、自主独立のものであって他の団体、又は機関の支配や干渉は受けない。

第3章 事業

- 第 4 条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 よりよい保護者・教職員となるための研修活動。
 - 2 学校教育をより充実させるための活動。
 - 3 教育、家庭教育についての研究調査と、その効果的実践。
 - 4 生徒の校外生活を充実させるための活動。
 - 5 生徒の福祉増進と教育環境の向上のための、公共的諸機関との連携。
 - 6 その他、本会の目的達成のための必要な活動。

第4章 会員の資格

- 第 5 条 本会の会員は、次の者で構成する。
- 1 在籍生徒の保護者。
 - 2 本校の教職員

第5章 会員の権利と義務

- 第 6 条 会員は、次に示す全てに、平等の権利と義務をもつ。
- 1 会員は会則を守り、会の活動に積極的に参加し、決定事項を実践する義務をもつ。

- 2 会員は会費を納めるものとし、1世帯当り年額3,000円(月300円×10か月)とする。
(PTA連合会の会費を含む)
- 3 会員は、町、区、県、国のPTAの会員となる。
(PTA連合会)
- 4 会員は、第2条の目的をめざし、第3条の方針に従って活動する義務がある。

第6章 機 関

- 第 7 条 本会に、次の機関をおく。
- 1 総 会 2 評議委員会 3 理事会 4 役員会
 - 5 専門委員会 6 役員選考委員会 7 会計監査委員会

第7章 総 会

- 第 8 条 総会は、次の要領で実施する。
- 1 総会は、全会員で構成し、本会の最高決議機関である。
 - 2 定期総会は、年1回実施、会長が召集する。
 - 3 会員の3分1以上の要請があったとき、又は理事会において必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。
 - 4 総会の定足数は、構成員の2分1以上(委任状を認める)とする。
 - 5 議題等の決議にあたっては、出席者の過半数の同意を必要とする。

- 第 9 条 総会は、次の事項を審議し決定する。
- 1 事業報告及び決算の承認
 - 2 年間計画案承認及び予算案審議決定。
 - 3 役員、会計監査委員の報告及び承認。
 - 4 会則の改正案審議決定。
 - 5 会費の変更案審議決定。
 - 6 その他、重要案件。

第8章 評議員会

- 第 10 条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長が必要に応じて召集する。ただし、構成員の5分1以上の要請があれば、会長は、これを召集しなければならない。
- 1 評議員会は、各専門委員、顧問教師、役員、校長及び教頭で構成する。
 - 2 定足数は、構成員の3分1以上(委任状を認める)とする。
 - 3 議題等の決議にあたっては、出席者の過半数の同意を必要とする。

- 第 11 条 評議員会は、次の事項を審議し決定する。
- 1 総会において、付託された事項。
 - 2 総会を招集するには時間的余裕がなく緊急を要する事項。
 - 3 理事会が必要と認めた事項。
 - 4 役員後任者の承認。

第9章 理事会

- 第 12 条 理事会は、会長が必要に応じて召集する。
- 1 理事会は、本会の役員、各専門正副委員長、顧問教師、校長及び教頭で構成する。
 - 2 定足数は、構成員の2分1以上（委任状を認める）とする。
 - 3 議題等の決議にあたっては、出席者の過半数の同意を必要とする。

- 第 13 条 理事会は、次の事項を行う。
- 1 本会の事務を運営し、総会に提出する議案の調整。
 - 2 総会及び評議員会で委任された事項、その他緊急事項の審議と執行。
 - 3 各委員会の計画の承認。
 - 4 各委員会の連絡、提携並びに援助。

第10章 役員会

- 第 14 条 本会に次の役員をおく。
- 会 長 1 名
副 会 長 2 名（女性1名以上）
書 記 2 名（保護者・教職員各1名）
会 計 2 名（保護者・教職員各1名）
- 1 本会の役員は、本会の他の委員及び会計監査委員を兼ねることはできない。ただし役員選考委員会はこの限りでない。
 - 2 役員会は、上記役員と校長及び教頭をもって構成する。
 - 3 本会の保護者役員は5名以上7名以内とする。
 - 4 各PTA連合会の担当校時は書記1名、会計1名の計2名までの役員を増員可とする。
 - 5 副会長1名はPTA連合会において母親代表を兼ねる。

- 第 15 条 本会の役員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。また、役員に欠員を生じた場合は次による。
- 1 後任者を選出し、評議委員会の承認を得る。

- 2 後任者選考の場合は、旧選考委員会を発足させる。
- 3 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 16 条 役員会の任務は、次のとおりとする。
- 1 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理をする。
- 3 書記は、庶務を受け持ち、次に掲げる記録を保管する。
- (1) 会則 (2) 会議の議事録 (3) 当年度の人事録
- (4) 往復文書等 (5) 評議委員会、委員会等の報告書類
- 4 会計は、本会の経理を担当し、会計に関する書類の管理をする。
- (1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計に関する事務を処理する。
- (2) 総会において、予算案、決算報告をする。

第11章 専門委員会

- 第 17 条 本会に次の委員会を置き、評議員及び会長が委嘱する者で構成する。委員長、副委員長は、委員で互選し会長が任命する。
- 1 地域コミュニティ委員会（各行政区より世帯数に応じ各1名又は2名選出。ただし5世帯以下の行政区は地域連絡係とする）
地域連絡係は学校と地域との連絡役とし、委員活動とは異なる役割を果たす。
- 2 教育環境委員会（1学年の各学級より1名、2学年、3学年の各学年より1名選出）
- 3 広報委員会（2学年、3学年の各学年より2名選出）
- 4 学年委員会（1学年、2学年、3学年の各学級より1名選出）
- 第 18 条 専門委員会の任務は、次のとおりとする。
- 1 地域コミュニティ委員会
地域と学校のパイプ役及び交通安全対策や地域の教育的環境の整備に努めること並びに校外における生徒指導に関すること。
- 2 教育環境委員会
校内の環境美化及び講演会、他校視察会、研修会等、会員の研修に関すること。
- 3 広報委員会
会報の発行、その他本会の広報活動に関すること。
- 4 学年委員会
学級や学年に関する諸問題、進路対策関係事項の審議推進に関すること及び学級学年行事等について協力援助する。

第12章 役員選考委員会

- 第 19 条 本会の役員選考委員会は、次の者で構成する。
役員会 2 名及び専門委員会から選抜された者とする。
- 第 20 条 役員選考委員会の任務は、次のとおりとする。
- 1 本会の役員は会員の中より選考、選出し評議員会にはかり、総会の承認を得る。
 - 2 本会の会計監査委員を選考、選出し評議員会にはかり、総会の承認を得る。

第13章 顧問

- 第 21 条 本会に顧問をおくことができる。
顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第14章 会計

- 第 22 条 本会の活動に要する経費は、会費及び寄附金、その他の収入を当てる。
会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15章 会計監査委員会

- 第 23 条 本会の経理を監査するため、2名の監査委員をおく。
(ただし1名以上は会員の中より選出する)
会計監査委員は、一切の機関に属さず、監査は年1回以上行い、その結果を総会に報告すること。

第16章 会則改正

- 第 24 条 本会の会則改正は、総会において出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第17章 雑則

- 第 25 条 本会の会計は、第16条、4、(1)に基づいて処理するが、必要に応じ予算の限度内にあつては評議員会の承認を得て、補正することができる。
- 第 26 条 この会則の施行に際し、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は昭和61年5月25日より施行する。
この会則は平成6年4月1日より施行する。
この会則は平成7年4月1日より施行する。
この会則は平成8年4月1日より施行する。
この会則は平成9年5月10日より施行する。
この会則は平成11年5月8日より施行する。
この会則は平成12年5月7日より施行する。
この会則は平成16年4月24日より施行する。
この会則は平成20年4月26日より施行する。
この会則は平成27年4月25日より施行する。
この会則は平成28年4月23日より施行する。
この会則は平成30年4月21日より施行する。
この会則は令和3年4月23日より施行する。

宇美東中学校PTA慶弔規程

(目 的)

第 1 条 P T A 会 員 相 互 扶 助 と 親 善 の 情 を 深 く す る た め 、 表 彰 及 び 弔 慰
を 行 う 。

(内 容)

第 2 条

1 弔慰は次のとおりとする。

(1) 死亡

役員、会員、生徒、教職員について行う。

ア. 役 員

香華料10,000円及び代表で会葬。

イ. 会 員

香華料10,000円及び代表で会葬。

ウ. 生 徒

香華料10,000円及び代表で会葬。

エ. 教職員

香華料10,000円及び代表で会葬。

2 結婚、事故、病気、入院等の御祝、見舞は本会では行わないものとする。ただし、特別な事由がある場合は役員会で協議決定し、前項2の規定以内で行うものとする。

附 則

この規程は平成8年4月1日から施行する。

この規程は平成11年5月8日から施行する。
この規程は平成12年5月7日から施行する。
この規程は平成18年4月20日から施行する。
この規程は平成22年4月24日から施行する。